

買取とリース・レンタルについて

種類	特 徴
買取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字通り商品を買って自分のものにする事です。 ・ 現金買いなら有利な条件で値段交渉ができます。提携ローンがあれば割賦購入やクレジットなども可能です。 ・ 中古などインターネットオークションやディスカウント店などもあります。 ・ 廃棄処分の際にはユーザー側で処理が必要となります。コンピュータ等は産業廃棄物としての手続きが必要です。 ・ 金額によっては固定資産となりますので減価償却（資産の種類・構造用途などに応じて大蔵省令で細かく区分され定められた法定耐用年数を用います）で毎年費用化（定率法と定額法があります）したり税金がかかる場合があります。
リース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常はファイナンスリースのことをいいます。ファイナンスリースは貸し手が借り手に対してリース期間にわたって物件を使用する権利を与えて、借り手はリース料を貸し手に支払う取引です。貸し手は期間中にリース物件の購入に要した資金を全額回収します。基本的には長期の貸し出しが前提とされます。 ・ ほとんど全ての機械・設備・車両がリースとして利用できます。 ・ 予め契約書で定めた期間があります。リース期間が終了したら原則としてリース会社に返還します。継続して使用したい場合は、再リース料を支払うかリース会社が定める一定の金額を支払って買い取ります。 ・ リース期間中の解約は契約上認められていません。それでも解約した場合は解約金として残りリース料全てを一括払いすることになります。 ・ リースであれば賃借料として必要経費で全額計上することができます。まとまった資金がなくても導入することができます。 ・ 基本的に返還となりますので、廃棄処分費用はかかりません。（返還する為の送料は負担します。）
レンタル	<ul style="list-style-type: none"> ・ レンタル会社から一時的に料金を支払って借りることをいいます。比較的短期の貸し出しが前提とされます。 ・ 全ての商品が対象となっていません。 ・ 足ふきマットやモップ、観葉植物などは定期的に交換してもらえるので煩わしさがありません。洗濯などの手間が省けますので合理的な面もあります。